

役員選任規程

2025年8月12日 理事会制定

- 第1条 本会の会長、副会長、その他の理事、監事（以下、役員という）の選任については、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 理事、監事は、総会において選任する。
- 第3条 会長、副会長は、役員候補者選考委員会において定数の候補者を選定したのち、理事の互選により選出する。
- 第4条 本会に、次期会長候補者の推薦及び会長を除く役員候補者の審議のため役員候補者選考委員会（以下、選考委員会という）をおく。
- 2 会長は、選考委員会の委員を委嘱する。
 - 3 委員は、元、前、現役員の中から指名する。
 - 4 現役員は、全員が指名されるものとする。
 - 5 元、前役員（理事、監事）からの委員は、退任年次の新しい順、退任年次が同じ場合は年齢の若い順に委嘱し、現役員からの委員の人数を超えないものとする。
- 第5条 選考委員会は、原則として役員改選の年の前年に会長が招集し、役員改選の年の総会終了後解散する。
- 第6条 選考委員会は、委員の互選により、委員長1名をおく。
- 第7条 選考委員会の議長は、委員長とする。
- 第8条 選考委員会は、選考委員現在数の2分の1以上出席しなければ議決することができない。
- 第9条 選考委員会は、別途定めるところにより1名以上3名以内の会長候補者を選出する。
- 2 原則として現会長の重任は行わないものとする。ただし重任する場合は2期を限度とする。
- 第10条 会員の投票による選挙により次期会長予定者を選出する。
- 2 投票できる会員は、選挙を実施する年の4月1日時点で正会員であり、継続して投票日まで正会員資格を有するものとする。
- 第11条 会長候補者はマニフェストを公開する。
- 第12条 第10条1項の選挙を管理するために、選挙管理委員会をおく。
- 2 選挙管理委員会の委員長は原則として会長候補者ではない会長経験者とし、会長就任時期が新しい順とする。
 - 3 選挙管理委員会には若干名の委員をおく。委員は会長候補者ではない正会員の中から選挙管理委員会委員長が指名する。

- 4 選挙管理委員会は当該選挙を管理するとともに、選挙が公正に実施されることを確認する。
 - 5 委員長及び委員並びに事務局は投票結果の開票に立会うものとする。
 - 6 前項の立会いにおいて、委員長が止むを得ない事情で立会いができない場合には、委員から委員長代理を選任するものとする。また、委員の場合については、正会員からその代理人を委員長が選ぶものとする。
 - 7 選挙管理委員会は、投票結果により当選人を決定し、会長に報告する。
- 第13条 次期副会長、その他の理事、監事の各候補者は、現会長、現副会長、次期会長予定者が検討し、正会員の中から選出する。このとき次期会長予定者、副会長候補者の全てが官学界所属者あるいは産業界所属者とならないよう配慮する。
- 第14条 選考委員会は、選出された次期副会長、理事、監事の候補者を審議し、委員長は審議結果を会長に報告する。
- 第15条 会長は、第14条で報告のあった次期役員候補者（理事、監事）を、理事会承認を得た上、総会に提出する。

附則

この規程は、理事会の承認を得て改定することができる。

会長候補者等選考手順

2025年8月12日 理事会制定

（会長候補者の推薦）

1. 各支部は、会長候補者として原則当該支部所属の正会員を1名推薦できる。各支部の会長候補者推薦委員会は、支部役員若干名で構成する。
2. 正会員（推薦人代表者）は、正会員10名以上の推薦人（代表者を含む、候補者本人を除く）がいれば、会長候補者として正会員を1名推薦できる。なお、推薦人は単一機関（大学、企業等）の所属であってはならない。また、各推薦人が推薦できる会長候補者は1名とする。
3. 上記の正会員とは、選挙を実施する年の4月1日時点かつ継続して推薦日まで正会員資格を有するものとする。
4. 推薦にあたって、支部長または推薦人代表者は本人の了解を得て、所定様式の推薦書を期日までに提出する。

（役員候補者選考委員会（以下、選考委員会という）による会長候補者の選考）

5. 立会人の指名
 - (1) 選考委員会委員長（以下、委員長という）は委員の中から立会人1名を指名する。
6. 会長候補者の確認
 - (1) 支部および10人以上の推薦人に推薦された会長候補者のリストを提示する。
7. 一次投票
 - (1) 委員は候補者リストの中から3名以内を選任し投票する。
 - (2) 開票は委員長と事務局がおこない、立会人が確認する。
 - (3) 得票数上位の6名を一次当選者とする。なお、同得票数のため候補者が6名を超える場合には全員一次当選者とする。
 - (4) 事務局は、票数を示さず得票順に一次当選者リストを作成し、提示する。
 - (5) 最初から候補者が6名以内の場合には全員一次当選者とする。
8. 二次投票
 - (1) 委員は候補者リストの中から3名以内を選任し投票する。
 - (2) 開票は委員長と事務局がおこない、立会人が確認する。
 - (3) 得票数上位の3名を会長候補者とする。
 - (4) 同得票数のため候補者が3名を超える場合には、最下位同得票数候補者の1名選任により決選投票をおこない、得票数上位者を当選とし、会長候補者を3名とする。
 - (5) 最初から一次当選者が3名以内の場合には全員会長候補者とする。
 - (6) 事務局は会長候補者のリストを作成し、委員長と立会人が確認し、提示する。
9. 会長候補者の推薦が3名に満たない場合
 - (1) 支部および10人以上の推薦人に推薦された会長候補者がいない場合、選考委員会は、少なくとも1名の会長候補者を選出し、本人の内諾を得ることとする。

- (2) 二次当選者はいるが3名に満たない場合、選考委員会は、二次当選者を含めて3名を越えない範囲で会長候補者を追加選出することができる。なお、その場合には選考委員会が本人の内諾を得ることとする。

(会員選挙による当選人の決定)

10. 役員選任規程第12条7項に規定された当選人の決定は、以下のとおりとする。

- (1) 複数名の会長候補者で選挙を行った場合は、最多得票数を獲得した会長候補者を当選人とする。
- (2) 複数名の会長候補者が同得票数の場合は選挙管理委員会委員長のくじ引きにより決定する。
- (3) 会長候補者 1 名で信任投票を行った場合は、不信任投票が投票総数の 10 分の 1 未満の場合を当選人とする。

附則

この選考手順は、理事会の承認を得て改定することができる。